

令和4年第1回定例会

条例の一部改正等に伴う新旧対照表
(追加議案分)

目 録

1	久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表	1
---	---	---

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年久喜宮代衛生組合条例第４号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
（育児休業をすることができない職員） 第２条　〔略〕 （１）　〔略〕 （２）　〔略〕 （３） 育児休業の承認の請求の時ににおいて、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（衛生組合規則で定める非常勤職員を除く。） ア　育児休業に係る子が１歳６箇月に達する日（第２条の３及び第２条の４において「１歳６箇月到達日」という。）（第２条の４に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、２歳に達する日）までに、任期（当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあつては、更新後又は引き続き採用された後のもの）が満了することが明らかでない非常勤職員 イ　勤務日の日数を考慮して衛生組合規則で定める非常勤職員 （部分休業をすることができない職員） 第１９条　〔略〕 （１）　〔略〕 （２） <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して衛生組合規則で定める</u>	（育児休業をすることができない職員） 第２条　〔略〕 （１）　〔略〕 （２）　〔略〕 （３） 育児休業の承認の請求の時ににおいて、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（衛生組合規則で定める非常勤職員を除く。） <u>ア　引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員</u> イ　育児休業に係る子が１歳６箇月に達する日（第２条の３及び第２条の４において「１歳６箇月到達日」という。）（第２条の４に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、２歳に達する日）までに、任期（当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあつては、更新後又は引き続き採用された後のもの）が満了することが明らかでない非常勤職員 ウ　勤務日の日数を考慮して衛生組合規則で定める非常勤職員 （部分休業をすることができない職員） 第１９条　〔略〕 （１）　〔略〕 （２） <u>部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求時ににおいて、次のいずれにも</u>

_____非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条第3項において「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条第3項において「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

ア 第2条第3号ア及びウに該当する非常勤職員

イ 1日の勤務時間を考慮して衛生組合規則で定める非常勤職員